



厚生労働省発老第0126001号

平成 18 年 1 月 26 日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

川崎 二郎

諮詢書

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）第3条による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「改正介護保険法」という。）第42条の2第3項、第53条第3項、第54条の2第3項、第58条第3項及び第78条の4第3項、第115条の4第3項、第115条の13第3項及び第115条の22第3項の規定に基づく指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（仮称）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（仮称）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（仮称）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（仮称）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（仮称）の制定並びに改正介護保険法第41条第5項、第46条第3項、第48条第3項（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第4項において準用する場合を含む。）、第74条第3項、第81条第3項、第88条第3項、第

97条第4項及び第110条第3項の規定に基づく指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の改正について、それぞれ別紙1から別紙7までのとおり定めることについて、貴会の意見を求めます。